韓国の倒産制度の現状と洞察

リジンマン(李鎭萬)*

1. はじめに

このレポートは、昨年京都で開催された第6回東アジア倒産再建協会シンポジウムから今回のシンポジウムまでの間の、韓国の倒産制度の変化を解説し、今後の展開についての洞察を報告するものである。

2. 倒産事件受理の推移

2009年から2014年まで受理した倒産事件の推移は、以下の通りである。

(1)全国

分類		2009 年	2010年	2011年	2012 年	2013 年	2014 年
法人回生	受理 件数	669	630	712	803	835	873
	前年出海率		-5. 8%	13. 0%	12. 8%	4. 0%	4. 6%
回生単独	受理 件数	523	597	678	727	830	840
	前年		14. 1%	13. 6%	7. 2%	14. 2%	1. 2%

^{*} Presiding Judge, Seoul High Court, Korea

	比増						
	減率						
法人破産	受理	226	253	312	396	461	539
	件数						
	前年						
	比增		11. 9%	23. 3%	26. 9%	16. 4%	16. 9%
	減率						
個人破産	受理	119,917	84,725	69. 754	61,546	56,983	55,467
	件数						
	前年						
	比增		-23. 6%	-17. 7%	-11.8%	-7. 4%	-2. 7%
	減率						
個人改正	受理	54,605	46,972	65,171	90,368	105,885	110,707
	件数						
	前年						
	比增		-14. 0%	38. 7%	38. 7%	17. 2%	4. 6%
	減率						

個人破産以外の事件が継続的に増加している。個人破産は、2007年の年間 155,190件という最高受理件数を記録して以降、受理件数は減少し続けている。それに対し、個人回生は2011年から、受理件数が増加し続けている。法人破産の受理件数も、ここ数年の増加率が比較的高いことが分かる。

(2)ソウル中央地方裁判所

分類		2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
法人回	ソウル中央	192	155	191	268	296	368
	全国	669	630	712	803	835	873
	全国比	28. 7%	24. 6%	26. 8%	33. 4%	35. 4%	42. 2%
回生単独	ソウル中央	176	185	235	247	303	374
	全国	523	597	678	727	830	840
	全国比	33. 7%	31. 0%	34. 7%	34. 0%	36. 5%	44. 5%
法人破産	ソウル中央	122	122	183	190	222	246
	全国	226	253	312	396	461	539
	全国比	54. 0%	48. 2%	58. 7%	48. 0%	48. 2%	45. 6%
個人破産	ソウル中央	33,084	19,861	14,062	13,175	13,186	13,805
	全国	110,917	84,725	69,754	61,546	56,983	55,467
	全国比	29. 8%	23. 4%	20. 2%	21. 4%	23. 1%	24. 9%
個人回 生	ソウル中央	8,661	8,907	13,806	20,455	25,234	25,167
	全国	54,605	46,972	65,171	90,368	105,885	110,707
	全国比	15. 9%	19. 0%	21. 2%	22. 6%	23. 8%	22. 7%

計30名の裁判官が倒産業務を担当するソウル中央地方裁判所は、規模が最も大きいのみならず、全国で最も多くの倒産事件を扱っている。特に、法人回生、法人破産、一般回生事件の約40%がソウル中央地方裁判所で扱われている。

3. 倒産関係法律、規則の改正

(1) 倒産関係法律の改正

ア. 2014年10月10日改正-債務者回生及び破産に関する法律

2014 年 4 月に起きたセウォル号事件をきっかけに、企業の経営に重大な責任のある元オーナーが回生手続を濫用し、巨額の債務の帳消しを受けたうえで、会社の経営権を回復した行為に対し、社会的な非難が相次いだ。このような不道徳行為を防ぐための規定を新設した、債務者回生及び破産に関する法律が 2014 年 10 月、国会の承認を受け、2015 年 1 月 16 日施行された。かかる改正法によると、債務者の取締役等の重大な責任のある行為により、回生手続開始の原因が発生し、債務者の営業等を引受けようとする者が、重大な責任のある取締役等を開始引受け等に必要な資金を準備し、または、重大な責任のある取締役等と事業の運営に関し経済的利害関係を共にするもしくは配偶者・直系血族等、特殊な関係にあるときは、裁判所が改正計画案の決議をせずに、回生計画不認可の決定をすることができる。

また、債務者の営業等を引受けようとする者、またはその者と大統領令で定める特殊な関係にある者が、債務者に対し詐欺・横領・背任等の罪を犯し、禁固以上の刑の実刑の宣告を受け、その実行を終えた日から 10 年を経過しない等のときは、裁判所は回生計画案を決議にかけてはならず、回生計画の不認可決定をしなければならない。

イ.2014年12月30日改正-債務者回生及び破産に関する法律

回生手続の効率と回生手続に対するアクセスを高めるため、債務者回生及び破産に関する法律改正案が、2014年12月、国会の承認を受け、2015年7月1日から施行された。この改正は、2006年4月1日統合倒産法が施行されて以降、最も大きな変化であり、今後、韓国の倒産実務に

大きな影響をもたらすことが予想される。

(ア) 回生手続一般に関する内容

改正法では、「第 1 回関係人集会」の名称を「管理人報告のための関係人集会」に変更し、従前は開催が必須であった手続を、裁判所が開催の必要性を判断し、開催の是非を決定する裁量が認められるよう改正された。一方で、裁判所が「管理人報告のための関係人集会」を開催しないことを決定したときには、裁判所は、管理人に主要事項の通知、関係人説明会の開催、その他裁判所が必要と認める適切な措置等、代替する手続の履行を命じなければならない。

裁判所による回生計画案提出命令制度を廃止する代わりに、裁判所は回生手続開始決定と同時に、回生計画案の提出期間を定めるようにした。改正前は、回生計画案提出命令の前後を問わず、清算価値が継続企業価値を上回ることが明らかな場合には、必要的に回生手続を廃止することとされていたが、裁判所が廃止を決定することができる様、改正された。

回生計画案の決議のための関係人集会の続行期日の指定要件を緩和し、回生債権者議決権の総額の3分の1以上、回生担保権者議決権の総額の2分の1以上の同意があるときは、裁判所は続行期日を指定することができる様(改正前は、回生債権者議決権の総額の2分の1以上、回生担保権者議決権の総額の3分の2以上の同意が必要)、改正された。

(イ) 少額営業所得者のための簡易回生手続の新設

中小企業等が、より回生手続を利用しやすくするため、簡易回生手 続を新設した。簡易回生手続を申請することのできる債務者は、回生 手続の開始申請時に、回生債権、回生担保権の総額が 50 億ウォン以 下の範囲で、大統領令の定める金額以下の債務を負担する営業所得者である。現在では、債務額 30 億ウォン以下の債務者が申請することができる。簡易回生手続は、手続を簡易なものとするためのいくつかの手続的な特則以外は、既存の回生手続に関する規定を準用する。

特則の主な内容は、簡易回生手続では管理人を選任せず、また調査委員に代わって簡易調査委員を選任し、調査委員の業務を簡易な方法で遂行するようにすることで費用を節約するようにしたことである。簡易調査委員は、一般に公正妥当だと認められる会計慣行の許容する範囲内で業務を遂行するが、債務者の業種及び営業の特性に鑑み、効率的と思われる調査方法を選択することができる。既存の調査委員は、債務者の継続企業価値と清算価値を比較する、いわゆる経済性の判断により「回生手続を進行させることが適当であるかに関する意見」を提示したが、簡易調査委員は債務者の営業の洞察、取引先を維持する可能性、公益債権の規模、運営資金調達の可能性等に関する調査のみを基礎に意見を示すことができるよう、改正された。

回生債権者のグループの回生計画可決要件を加え、議決権の総額の 2分の1を超える議決権の同意と、議決権者の過半数の同意があると きも可決されるよう、改正された。

(ウ) その他

破産手続において、労働者の債権保護を強化するための規定が新設された。改正法によると、労働者の最終の3か月分の賃金・災害補償金及び3年分の退職金債権について、破産手続における最優先的弁済を認めた。

4. 倒産実務の動向

(1)改正手続

ア. 第1回関係人集会の省略

改正された債務者回生及び破産に関する法律の施行により、実務では、 裁判所が直接「管理人報告のための関係人集会」を開く代わりに、管理 人が利害関係人に主要事項を通知させる、又は関係人説明会を開催させ る等、代替手続の履行を命ずる傾向にある。

イ. 簡易回生手続の施行

改正法の施行により、実務では、個人債務者たる少額営業所得者の簡易回生手続において、裁判所の事務官を簡易調査委員として選任している。改正法が、営業所得者のみを簡易回生手続の対象とした結果、少額営業所得者と少額給与所得者間で、制度の利用に関し不均衡を生ずるおそれから、実務では、債務額50億ウォン以下の給与所得者たる個人債務者事件においても裁判所の事務官を調査委員として選任し、調査業務を簡易調査委員に準ずる方法により処理させることで、所得形態に関わらず回生手続をより簡便に利用できるようにしている。しかし、債務者が会社である回生事件では、従前どおり会計法人等の会計の専門家を簡易調査委員として選任している。

ウ. 中小企業回生コンサルティングの本格的な施行

昨年、報告した中小企業回生コンサルティング制度の利用が増えている。ソウル中央地方裁判所では、2014年計52件の事件で、同制度を利用し、そのうち約66%の事件で回生計画認可決定がされた。中小企業回生コンサルティング制度は、回生コンサルの経営分析と諮問等の支援により、企業回生に実質的に寄与しており、調査委員の報酬を中小企業振興公団が負担することにより、回生会社の負担を軽減していると評価さ

れている。最近では、さらに3つの裁判所で、中小企業振興公団と回生 コンサル協約を締結し、制度の利用が拡大している。

エ. 資産売却後の賃貸(sale and lease back)方式による回生会社の資産売 却の試み

最近、ソウル中央地方裁判所と業務協約を締結した、韓国資産管理公社(KAMCO)では、回生担保権返済のため、工場等の営業用資産を売却せざるを得ない回生債務者が、安定して事業を続けられるよう、回生債務者の営業用資産を買収し、回生債務者にさらに賃貸する方法のセールス&リースバック方式(sale and lease back)に対する支援を決定した。

オ. 公営企業の回生手続の開始

労働者の回生手続開始申請により、2014年8月頃、地方の公営企業の回生手続開始決定がされた。現在、回生計画認可前の M&A 手続が進行中である。初めての公営企業に対する回生事件である。

(2) 破産手続

ア. 破産管財人に対する監督の強化

破産手続の公正さを保つため、破産管財人に対する監督を強化している。ソウル中央地方裁判所では、法人破産手続でも、年 2 回の破産管財人の業務現状報告書の提出を受け、裁判所が管理委員会と共に、破産管財人に対する評価を実施しており、規模の大きい破産財団の場合、会計法人の外部会計監査により、破産管財人の作成した財産目録の適正を監督している。

イ. 法人破産手続ファストトラックの施行

2008年以降、法人破産の申請件数が急増し、2008年と比べ、2014年

の受理件数は3倍以上増加した。これにより、法人破産手続でも効率的 な事件管理が求められ、これに応えるため、ソウル中央地方裁判所では、 2015年から法人破産手続ファストトラックを施行している。以前は、す べての破産事件で、破産宣告、第1回債権者集会及び債権調査期日、任 務終了による債権者集会の順で進行されていたが、これらの手続を経る のに、最短でも約4か月以上の期間を要した。しかし、新しく施行され たファストトラック手続では、破産宣告後、配当資源となる資産がなく、 破産手続が廃止されることが明らかなときは、債権申告期間が満了する 頃、破産管財人がファストトラックによる処理が望ましいとの意見を明 らかにすれば、裁判所が債権調査期日を引き伸ばし、第1回債権者集会 では、財産状況報告のみを実施し、その後、換価手続が終了すると同時 に、破産廃止手続を踏むことになる。また、第1回債権者集会開催前に、 換価と財団債権の返済がすべて完了しているときは、第1回債権者集会 と破産管財人の任務終了による計算報告集会を、併合して実施すること になる。ファストトラックは、債権調査に要する破産管財人の労力を換 価業務に集中させることで、破産手続に要する期間の短縮に寄与してい る。

(3)個人回生手続

ア. 個人回生制度濫用のおそれに対する対応

個人回生事件は増加の傾向にあり、それに伴い制度濫用のおそれも高まっている。これに応えるため、ソウル中央地方裁判所では、2014 年 9 月から、「個人再生悪用事件集中管理制度」と「ブローカーチェックリスト制度」を実施している。

(ア) 個人再生悪用事件集中管理制度

債務者が個人回生を申請する直前に、集中的に多額の貸付を受けた

事件等、個人回生手続を悪用している疑いのある事件を、5 つに類型化し、これらの類型に該当する事件について、より綿密な調査を行い、回生委員の業務遂行結果報告書に当該類型を記載するようにしている。5 つの類型は、高額無担保債務事件(A 類型)、従前の所得に比して申請時の所得が著しく低い事件(B 類型)、申請の直前に多額の負債を負担した事件(C 類型)、申請の直前に主要な財産及び営業を処分した事件(D 事件)、継続・反復的に申請している事件(E 類型)である。実務では、これらの類型に該当する事件について、開始決定前に禁止・中止命令を発しない運営をしている。

(イ) ブローカーチェックリスト制度

個人回生の申請を代理する適法な権限がないにも関わらず、債務者から手数料として金銭を得て、事実上個人回生事件の相談をし、申込を代理する、いわゆるブローカーにより、善意の債務者が被害を受けるおそれがあった。そこで、ソウル中央地方裁判所では、個人回生事件を審査する裁判官と回生委員がブローカーが介入していると疑われる事件と、当該事件で問題となった事項を解かりやすく表した「チェックリスト」を作成するに至った。チェックリストは、虚偽の所得資料または不動産時価確認書の提出等、悪性なブローカーの疑いのある事件でよく見られる特徴的なポイントを、40 個あまりの項目でまとめている。ソウル中央地方裁判所では、2014 年 9 月 15 日から 2015 年 1 月 16 日までの 4 か月間、チェックリストにより 91 件の事件から、107 か所のブローカーの介入の疑いのある行為の情報を収集し、そのうち摘発回数の多かった 19 人に書面での警告状を発送し、関連協会に裁判所の処置内容を知らせ、協力を仰いだ。

イ. 専任回生委員制度の施行

2004年個人回生制度が初めて施行され、同制度が安定するよう長い間、裁判事務官は、回生委員業務を遂行してきた。2012年2月からは、債務者回生及び破産に関する法律の趣旨により符合するよう、ソウル中央地方裁判所、仁川地方裁判所から弁護士、公認会計士、司法書士の中から回生委員を選任する、いわゆる「外部回生委員」制度を施行している。さらに2015年5月から、営利目的の業務を兼任することのできない、回生委員業務にのみ携わる「専任回生委員」制度をスウォン地方裁判所で施行している。現在、専任回生委員は、営業所得者事件を主に扱っており、専門家をより業務に集中させることにより、個人回生手続の公正と効率化を図っている。

(4) 倒產制度一般

ア. 回生・破産委員会の運営

回生・破産手続に関連する政策の樹立、制度の改善と関係人に対する体系的かつ統一的な監督のため、2013年11月、裁判行政庁に設置された回生・破産委員会が持続的に運営されている。2014年12月頃、第3回定期会議を開催し、「倒産専門裁判官制度の導入」につき議論し、2015年6月頃、第4回定期会議では、第1回関係人集会の任意化、簡易回生手続導入等の回生債務者回生及び破産に関する法律の施行に合わせ、回生手続の接近性を高め、手続の効率を高めるための議論がなされた。

イ. 倒産電子訴訟利用の拡大

2014年4月28日に始まった倒産電子訴訟は、2015年5月の時点で、法人回生・破産、一般回生の場合、電子訴訟の比率が約59%に達した。

これは、2011 年 5 月に始まった民事電子訴訟の電子比率約 57%と並び、 倒産電子訴訟が早期に定着したと評価できる。

5. 倒産制度に関する今後の洞察

(1)企業構造調整促進法の恒久化

ワークアウトの法的根拠となる企業構造調整促進法を恒久化させる内容の企業構造調整促進法改正案が、2015年5月国会で発議された。企業構造調整促進法は、市場機能により常時、企業構造調整を促進することを目的に、2001年8月15日に時限立法として制定され、その後3回、有効期間が延長され、2015年12月31日、有効期限となっている。金融委員会は、企業構造調整に対する需要が続く経済情勢に対応するため、企業構造調整促進法の恒久化が必要であるとの立場を示している。一方、官治金融を明文化するとの批判も少なくない。

今回、国会に提出された恒久化法案の骨子は、債権者の適用範囲を拡大し、債権金融機関、社債権者、個人等すべての金融債権者を適用対象にし、債務者の適用範囲も拡大し、すべての企業が対象になるよう、現行の債務額 500 億ウォンの基準を廃止する者である。そのほかにも、改正案は、債権金融機関協議会の構成員の間で協議が整わない場合、金融監督院長が意見を調整する権限を与えることを内容にしている。

常時化法案については、既存の違憲論争を終結させたとの評価がある 一方で、主債権者たる銀行と金融監督当局が事実上主導している点で、 いまだ問題が少なくない制度を、適用対象債権者、債務者の範囲を拡大 することで、帰って違憲性が高まったとの批判もあり、意見が対立して いる。

(2) 倒産専門裁判所(破産裁判所)の設置

企業構造調整の需要の増加、家計負債の増加により、倒産手続をより

効率的に進めるため、倒産専門裁判所(破産裁判所)が社会的に求められている。大法院(最高裁)の諮問機構たる司法政策諮問委員会が、2014年1月、破産裁判所の設置を提案し、裁判行政庁に設置されている回生・破産委員会もまた、2014年4月倒産専門裁判所の設置を提案している。大法院(最高裁)は、各界の意見を集め倒産専門裁判所の設置のための法令の樹立を備えている。

(3)債務者回生及び破産に関する法律の改正

韓国の法務部では、2015 年 7 月頃、「債務者回生及び破産に関する法律」改正委員会を構成・運営している。今回の改正委員会は、「個人回生制度の濫用防止策」に関し議論する予定であり、共に、2013 年の改正委員会を引継ぎ「債務者回生及び破産に関する法律」の編成・再編と用語整備作業も進める予定である。

以上。